

関市災害時協力事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、協力事業所を登録する制度を定めることで、防災意識を高揚し、もって地域における防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「協力事業所」とは、災害時に地域住民又は市と協力して次に掲げる協力活動を実施する意思を有する事業所をいう。

- (1) 第5条第2項に規定する避難情報が発令された場合において避難者が一時的に退避することができる35平方メートル以上の場所の提供
- (2) 食料、飲料水等の提供又は電気の供給
- (3) 救護・救出活動の実施
- (4) 所有する防災物資等の提供又は貸与
- (5) 市への事業所周辺における被害情報の提供

(登録の申出等)

第3条 この告示による協力事業所としての登録を受けようとする事業所（以下「申出者」という。）は、関市災害時協力事業所登録申出書（別記様式第1号）に前条各号に掲げる事項のうち、協力することができる事項（以下「協力事項」という。）を記載し、及び次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 関市災害時協力事業所登録申出チェックリスト（別記様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申出があったときは、その内容を審査し、協力事業所として登録するかどうかを決定し、関市災害時協力事業所登録（不可）決定通知書（別記様式第3号）により申出者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により協力事業所として登録することを決定した事業所（以下「登録事業所」という。）の情報（以下「登録情報」という。）を、市のホームページに掲載する方法及び危機管理課に台帳を設置し、公衆の閲覧に供する方法により公開するものとする。

(表示証の交付及び表示)

第4条 市長は、登録事業所に表示証（別記様式第4号）を交付するものとする。

2 登録事業所は、前項の規定により交付を受けた表示証を、次に掲げる方法により表示するものとする。

（1） 登録事業所の見やすい場所に掲示する方法

（2） パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供するものをいう。）その他の媒体による広告に掲載する方法

（協力の要請）

第5条 災害時において、市長は、登録事業所に対し、協力事項を実施するよう要請することができる。

2 登録事業所が所在する地域において、内閣府が策定する避難情報ガイドラインに規定する警戒レベル3（高齢者等避難）、警戒レベル4（避難指示）又は警戒レベル5（緊急安全確保）（以下「避難情報」という。）を市長が発令したときは、当該登録事業所に対し、前項の規定による要請がなされたものとみなす。

（協力事項の実施等）

第6条 登録事業所は、地域住民からの要請又は前条第1項の規定による要請（同条第2項の規定により要請があったものとみなされる場合を含む。）があったときは、本来の業務に支障とならない範囲で協力事項を実施するものとする。

2 協力事業所は、協力事項を実施したときは、当該協力事業所に退避した避難者の人数、提供し、又は貸与した物品の数、救護・救出活動を実施した人数その他の協力事項を実施した実績を関市災害時協力事業所協力活動実績報告書（別記様式第5号）により速やかに市長に報告するものとする。

3 協力事項の実施に要した費用は、登録事業所が負担するものとする。ただし、地域住民とあらかじめ協力事項の実施に要した費用についてこれと異なる定めをしている場合その他登録事業所がその費用について負担することが適当でないとき市長が認める場合は、この限りでない。

（変更の届出等）

第7条 登録事業所は、登録情報に変更があったときは、速やかに関市災害時協力事業所登録情報変更届出書（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない

い。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けて、登録情報を変更したときは、関市災害時協力事業所登録情報変更完了通知書（別記様式第7号）により当該届出をした登録事業所に通知するものとする。

（登録の抹消届出等）

第8条 登録事業所は、登録情報を抹消しようとするときは、関市災害時協力事業所登録抹消届出書（別記様式第8号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業所に係る登録情報を抹消するとともに、関市災害時協力事業所登録抹消通知書（別記様式第9号）により当該登録事業所に通知するものとする。

（1） この告示の規定に違反したとき。

（2） 前項の規定による届出があったとき。

（3） 事業活動を廃止したとき。

（4） その他市長が適当でないと認めたとき。

- 3 登録事業所は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。